

独立行政法人住宅金融支援機構 中期目標評価の全体評価シート

中期計画の項目	評 定	理由・指摘事項等
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>A⁺・A・B・C・D</p>	<p>一般管理費については、特にシステム関連経費の削減が顕著であり、中期目標を大きく上回る 22.6%の削減を実現したほか、証券化支援業務並びに直接融資業務の経費率についても中期目標を達成しているなど、効率的な業務運営に向けて事務や組織のあり方について点検を行い、意思決定の迅速化と効率的な業務運営を行っている。</p> <p>一方、中期目標期間中に職員不祥事が発生しており、業務の点検体制については目標が達成されておらず、再発防止に継続して取り組む必要がある。</p>
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>A⁺・A・B・C・D</p>	<p>買取型の証券化業務が順調に発展し、長期・固定金利の住宅ローンができる限り安価に提供するための努力が行われており、業務改善のPDCAサイクルも円滑に機能しているなど、サービスや業務の質の向上については、概ね順調に実施されている。</p> <p>一方で、中期目標期間中に住宅資金融通業務における法令違反等が発生しており、ガバナンスの強化を続ける必要がある。</p>
<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>A⁺・A・B・C・D</p>	<p>既往債権管理勘定およびそれ以外の勘定の収支改善や繰越損失金の低減が達成されているほか、人件費、物件費ともにその削減努力が行われており、中期目標の各項目については、ほぼ当初の目標が達成されていると見ることができる。</p> <p>また、各種のリスクが統合的に管理されており、既往債権管理におけるリスク管理債権の削減、証券化支援業務のリスク管理債権比率については中期目標を達成したものの、金融円滑化法適用期限終了後の民間金融機関の対応や、東日本大震災被災者向けの二重ローン問題が顕在化する恐れもあるので、今後のリスクの増加には注意が必要である。</p>

第4 短期借入金の限度額	○	限度額の範囲内であり、特に問題は発生していない。
第5 重要な財産の譲渡等の計画	○	計画に基づき、処分を進めている。
第6 剰余金の使途	—	—
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A ⁺ ・A・ B ・C・D	常勤職員数の削減は中期目標を達成したほか、人件費削減は国家公務員に準じた取り組みが行われたが、中長期的に適切な経営を実現できるような人員の配置や教育が必要である。

全体評価

サブプライムローン問題の顕在化(19 年度)やリーマンショック(20 年度)、世界金融の大収縮(21 年度)、東日本大震災(22 年度)、欧州ソブリン危機(23 年度)という想定外の市場環境の下、本機構は、選択と集中による業務の効率化によって、中期目標を概ね達成したと言える。

一方で、収支の顕著な改善については、経済対策によるフラット35の利用条件改定による追い風等に助けられた面も少なくないほか、職員の専門性の向上やリスク管理に精通した人材の確保等に関して、より一層の努力が必要とされる。

また、民間金融機関とは異なり、経済対策により増加した融資に係る融資条件の変更等が将来の延滞債権比率に影響を与えることは明らかであり、本機構独自の適切な債権管理がより一層求められているほか、団体信用保険部門の構造的な問題も改善には至っていないなど、改善すべき課題も少なくない。

さらに、中期目標期間中に職員収賄事件や会計検査院からの指摘事項があったことは大変残念であり、組織運営に関して、コンプライアンスや監査機能のさらなる充実を今後期待したい。